

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 ハイサイ、グスーヨー、ウスビーサクグーナイビティ。クリカラ
7番議員大城 勝がターチヌーマギー質問サビン。まずその1番目、コロナ禍での健康増進について。(1) コロナ禍での本町ちむぐくる館健康増進室の運用状況を問う。①健康増進室の運用方法に新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを取り入れたが、その運用は滞りなく進んでいるか。②新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの周知方法を問う。情報は本町ホームページに配信中であるが、ちむぐくる館利用者の多くが高齢者であり、それに配慮した対処法がなされているか。③健康増進室の現況の利用時刻は何時までか。④コロナ禍の月間利用者数は何人か。次(2) 利用料金が発生する健康器具について問う。①有料利用の健康器具は何か。②月間利用者数は何人か。③現在の健康器具の使用料金は、15分間200円だが、見直しをする考えはないか。④例えば特定健診を受診するとポイントを与えるなどして健康器具使用の無料券に代わるなどの仕組みがつかれないか。

大きな2番、黄金森公園内の遊歩道について。(1) 遊歩道の木橋については、いまだ町民に認知されていない向きがある。周知方をお願いしたい。(2) 遊歩道の木橋箇所の維持管理はどのようになされているか。(3) 遊歩道沿いのハブ対策は十分になされているか。以上、質問します。よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項1点目のコロナ禍での健康増進について。(1) については、以下順次お答えいたします。まず①についてですが、ガイドラインに沿って、マスク着用や手指消毒、検温・体調確認、機器の消毒を徹底していただくなど、現在まで滞りなく運用しております。②については、ちむぐくる館入口、健康増進室への掲示、利用者への直接手渡しで周知しています。③については、午後5時閉室としております。④については、利用再開となった7月1日から11月末までの利用者は、7月が576人、8月は休室のため0人、9月が221人、10月が659人、11月が700人となっています。

(2) についてお答えします。まず①について、マッサージチェア、電位治療器です。②については、健康器具の器具ごとの利用者数は把握しておりません。③については、現時点で見直しは考えておりません。④について健康器具の無料券については考えておりません。

質問事項2点目の黄金森公園の遊歩道について。(1) についてお答えします。ホームページや広報紙、公園内に立て看板を設置し周知してまいります。

(2) についてお答えします。月に1回は目視にて施設の点検を実施し、定期的に木製橋の床面の清掃、周囲の除草作業を行っております。

(3) についてお答えします。公園内に注意喚起の看板を設置しております。必要に応じてハブ捕獲器の設置も行っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 答弁ありがとうございました。再質問していきたいと思います。コロナ禍での健康増進について、コロナ禍での本町ちむぐく館健康増進室の運用状況を問うという中で、①健康増進室の運用方法に新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを取り入れましたが、その運用は滞りなく進んでいるかと問いました。令和2年の9月7日に本町のちむぐく館利用時の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが出されております。その中で、健康増進室に設けた項目を教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 勝議員の質問にお答えします。ガイドラインにおきましては、健康増進室において8項目の予防策を講じています。8項目ありますけれども、主なものとしましては利用人数を15人までと制限している。また1人当たりの利用時間も2時間までと制限している等々8項目ございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 今、8項目全部は述べられておりませんが、この8項目のちむぐく館の健康増進室におけるコロナ禍のガイドラインの二、三について教えてください。まず8項目の中の1番目に健康づくり班において、利用者の住所、氏名、電話番号を把握し名簿を作成するとあるんですね。この健康づくり班というのは何名で構成されているんですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。健康づくり班は合計12人で構成しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それから8項目の中の2番目のイの15名を超えないような入室制限とか、それからその3番目の利用時間は2時間までとする時間制限などに関してはどのようにチェックするのですか。運動に熱中すると利用者個人では難しいと思いますが、そこはコントロールする仕組みがあるのかどうか教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。健康増進室の入り口のほうに、会計年度任用職員を配置しまして、その方が入室管理等々を行っています。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。ガイドラインの8項目の運用に支障を来していないか、よく守られているかですが、答弁は現在まで滞りなく運用されているとありました。答弁にありますように、今後も滞りなくガイドラインに沿って守られていくことを望みます。次の再質問に行きます。

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの周知方法を問うですが、情報は本町ホームページに配信中であるが、ちむぐくる館利用者の多くが高齢者であり、それに配慮した対処方法がなされているかと問いました。答弁は直接利用者と接して周知していくということでした。直接の応対をすることで高齢の利用者にも安心できる対処方法だと思います。対応する現場は大変だと思いますが、頑張ってください。次の質問に行きます。

次の再質問です。健康増進室の現況の利用時刻は何時かと問いました。午後5時閉室としていますという答弁がありました。昼間の利用が困難であり、午後6時半まで延長できないかの要望があります。夕方からの利用者にとっては午後5時の閉館は早過ぎるとの声を聞きますが、善処可能か伺います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。ガイドラインに沿った健康増進室の運用を行っていくことには、5時までを設けていまして、5時を過ぎますとその運用が難しくなることから、5時で今、切っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 5時以後はどうしても無理だというわけですね。コロナ禍の月間利用者数は何人かと問いました。答弁いただきました。7月が576人、8月は休みで9月が221人、10月659人、11月700人、このガイドラインというのは9月7日に出されていて、その適用前後での健康増進室利用者数をどのように読み取りますか。12月はまだ途中ですが、11月の700人以上になりそうだという感触を私は持っていますけれども、どう見ますか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。12月の集計につきましては、現在まだ持ち合わせておりません。また健康増進室は一度の利用者が15人までとなっていることから、こういった人数になっているものと考えます。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 なるほど15人という制限枠があるんですね。では、次行きます。

利用料金が発生する健康器具について問いました。有料利用の健康器具は電位治療器、それからマッサージチェアの健康器具の２種類だと答弁がありました。それではその２種類の健康器具を有料とした理由は何ですか、それを教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 これまでの経過等を見まして、健康増進室において特にこの２種類の需用が高く、また故障も多く修繕等々がございました。そこで受益者負担の観点からこの２つの種類を有料とすることに決定いたしました次第であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 ７番 大城 勝議員。

○７番 大城 勝君 なるほど利用者が多く、それに伴い健康器具の故障が多いという、無視できないということを私も理解します。次の質問。

②で、健康器具の月間利用者数は何人かを問いました。答弁は、利用者数は把握していないとの答弁がありました。コロナ禍での電位治療器、マッサージチェアの健康器具２種類についての利用者数の推移を見ることは、私は大事だと考えます。今後は利用者数の把握にも注視してくださるようお願いします。どうですか、いかがですかその辺。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 器具ごとの受付簿等をつくって人数を集計ということは行っておりませんので、利用者数等々、受付時、そういったもので集計していきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 ７番 大城 勝議員。

○７番 大城 勝君 分かりました。それからですね、利用者によっては健康器具の利用時間を守らず、長時間占有することもあったと聞きます。これ直接私が聞いたわけではなくて、そういううわさを聞きます。その後、利用料金が発生してからはそのようなことは改善されたと感触はありますか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。長時間利用するということはなくなっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ７番 大城 勝議員。

○７番 大城 勝君 何しろ、健康器具の利用者数の確定がなされていないのであって、

あくまでも感触になりますが、私がマッサージチェアの利用状況をちむぐくる館の現場で調査した範囲では改善の方向に向かっていると思います。

次の3番目で、現在の健康器具の使用料金は15分間で200円ですが、見直しをする考えはないか。答弁は現時点での見直しは考えていないでした。ワンコイン100円で15分間にしてはどうかとの町民の声があるが、どのように捉えますか、ご答弁ください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 現在設定しています15分200円の金額は妥当だと認識していますので、見直しは考えておりません。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 民間の大型スーパーのマッサージチェア料金は、私が調査したところでは15分150円でした。そういった地域の料金設定なども参考にされてはどうかと考えますが。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 また今後とも周辺のそういった情報等を収集しまして、行ってまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 例えば特定健診を受診するとポイントを与えるなど、健康器具使用の無料券に換わるなどの仕組みがつくれないかと問いました。答弁は健康器具の無料券については考えていないということでした。私としては健康増進につながるように、そのためのやる気を引き出すためのモチベーションを高めるというんですか、インセンティブな仕組みがつくれないかということですが、いかがでしょうか。その辺再度答弁ください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 現在、特定健診受診者に対しまして、個人へのインセンティブ付与としましてTポイント300ポイントを付与している事業がございます。こういった事業があることから勝議員ご提案の仕組み等は考えておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ああ、Tポイントがありましたね。私が進めようとしているのは何ポイントになるんですかね。インセンティブですからIポイントとでもつけましょうか。

その辺、やり方でいいのがありましたら取り上げてください。

次に問い2の質問に行きます。黄金森公園内の遊歩道についてですが、遊歩道の木橋については、木製の橋のことです、木橋と言ったら、木橋についてはいまだ町民に認知されていない向きがある。周知方をお願いしたいと質問しました。答弁をいただきました。今までに町民からの遊歩道木橋についての問合せがありましたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現段階では、その件についての問い合わせはございません。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ところで、木橋の町民への供用開始はいつだったかですが、2008年の10月だったと私は記憶しています。それから2年が経過しましたが、町民にはまだまだ知れ渡っていないという感じです。町民の憩いの場所として位置づけられている黄金森遊歩道がもっと町民に知れ渡り、活用していただきたいと考えますが、どのような見解をお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。木製橋の活用については、議員がおっしゃるとおり周知、認知されていない状況ですので、今後、答弁にもありますけれどもホームページ、それから広報紙等、公園内については2か所ぐらい選定しまして、そういった配置図とか、あとは表示、看板を設置してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 遊歩道の木橋箇所の維持管理はどのようになされているかと問いました。月に1回は目視での点検を実施しているとありました。黄金森運動公園などでのウォーキングやスポーツを楽しむ町民の声は、清掃整備が行き届いているとの評価です。この声は私以外にも耳に入っています。黄金森運動公園の維持管理のために何人の人員が配置されているのか、それから主なその方たちの業務内容を教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現在、12名編成で作業員を確保していきまして、公園内については2名で対応しております。しかし、時期にもよりますが、草木の繁茂した時期とか、夏場とかですね、そういったときには体制を強化しま

して、対応しているのが現状です。それから作業内容としましては、もちろん草木の除去とか、あとは公園内のトイレの清掃等を行っております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 黄金森の遊歩道整備の際、総勢何人ほどの人員規模でしょうか、12名……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時53分）

再開（午後2時54分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。黄金森公園の遊歩道については、結構延長が長いものですから、その時々というんですか、繁茂が結構沿線上長い場合については12名全てを登用して作業に当たるとか、2人でできる分野については2人で行うとかですね、そういった区分けをしながら対応しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 2人はいつも配置されていて、応援があるときは10名とか12名になるということですね。

それから最後に行きますけれども、遊歩道沿いのハブ対策は十分なされているかです。答弁をいただきました。注意喚起の看板を設置する。ハブ捕獲器の設置とありました。私はハブと話したことはないんですけども、ハブがどういったことをすれば立ち寄らないでいいのか、その辺分かればいいんですけどもね。遊歩道へのハブを寄せつけないやり方というのを講じていただきたいと私は考えます。ハブ捕獲器をやって、ハブだって捕まえられたくないから逃げるはずですよ。そのためにはハブを寄せつけないやり方を講じていただきたいという。そのためには遊歩道沿いの草木を取り除き、散策する周辺を明るくしておけば、もしものハブの出没にも注意を向けやすくなります。ということです。私が先ほど2人なのか12人なのかこだわったところはそういったところなんです。2人では徹底したやり方が、草木の除去ができないので、10人ですれば一挙にできるかなということの意味合いなんです。その辺いかがですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今、議員のおっしゃるとおり、お聞きしますところ、議員のほうはハブには結構詳しいというふうに聞いております。今、

議員がおっしゃるとおりの対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ハブは勉強したことはあるんですけど、捕まえたことは……、ああ、二度あります。鎌で捕まえました。捕まえたというか、首根っこを鎌で切り倒したんですけども、そのハブも小さいものでゴルフネットがありますね、練習用の。それを家のほうに仕掛けているんですけども、一度もかかったことがないんですね。ハブが小さ過ぎると逃げやすくなるのかなと思ってその辺の問題もあります。私は、2018年ですから、2年前ですね。2回定例会6月定例会でしたけれども、黄金森遊歩道の木橋の維持管理について質問しています。今回の質問は2年経過した。どのようになっているのかとの質問になります。当時の都市整備課長の答弁は、木橋の耐久性についてですが、今回の機材の材料を使ったメーカーのほうで防虫、防蟻、アリを防ぐという防蟻ですね。防蟻の処理をしているということで10年の保証をつけてあります。そういうことから10年は向こうで、向こうというのはメーカーのことでしょうね。メーカーで保証して、その時点で問題があれば取り替えるということになっております。維持管理については、すぐやる班と日常の目視と、またある程度経過した後はダウン調査といいますか、専門家による調査を委託しながら維持管理をしていきたいと考えていますとの答弁でした。あれから2年半が経過しました。木橋のメンテナンスに今も変わりはないとそのように理解しますが、よろしければ回答をください。2年前はまちづくり振興課長として黄金森運動公園の散歩道整備に携わり、今は部長として事業を統括する立場におられる金城部長、俺のところに来たかという顔ですね。是非黄金森運動公園の遊歩道についての思いを伺いたいと思います。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 木橋の構造については、健全に維持管理できています。修繕につきましても、実は一部ありましたけれども、取替え等ですね、メーカーのほうで行っております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。大分成長しましたね。2か年前と。2か年前はやっていただけるかなと思ったんですけども、是非よろしく願います。以上で私の質問を終わります。